

第二百一回国会 財務金融委員会議録 第六号

号

(五七)

令和二年二月二十八日(金曜日)

午後零時五十五分開議

出席委員

委員長

田中 良生君

理事

あかま二郎君

理事

うえの賢一郎君

理事

藤丸 敏君

理事

古本伸一郎君

理事

穴見 陽一君

石崎 徹君

勝俣 孝明君

小泉 龍司君

國場幸之助君

田野瀬太道君

武井 俊輔君

古川 稔久君

牧島かれん君

宗清 皇一君

山田 美樹君

岸本 周平君

階 猛君

日吉 雄太君

石井 啓一君

青山 雅幸君

内閣総理大臣

國務大臣

(金融担当)

財務副大臣

財務大臣政務官

政府参考人

(内閣府政策統括官)

政府参考人

(金融庁企画市場局長)

政府参考人

(金融監督局長)

栗田 照久君

同(笠井亮君紹介)(第一号)

同(笠井亮君紹介)(第一号)

同(穂田恵二君紹介)(第三号)

同(志位和夫君紹介)(第四号)

同(清水忠史君紹介)(第五号)

同(塩川鉄也君紹介)(第六号)

同(田村貴昭君紹介)(第七号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第八号)

同(煙野君枝君紹介)(第九号)

同(藤野保史君紹介)(第一〇号)

同(宮本徹君紹介)(第一一号)

同(本村伸子君紹介)(第一二号)

同(白石洋一君紹介)(第七五号)

所得税法第五十六条の廃止に関する請願(小沢

一郎君紹介)(第二三号)

消費税率を5%に引き下げ、複数税率・インボ

イス制度の即時廃止を求めることに関する請願

(白石洋一君紹介)(第七三号)

官(矢野栄治君)

官(茶谷栄治君)

官(大庭誠司君)

官(堀誠司君)

官(栗田照久君)

官(茶谷栄治君)

官(大庭誠司君)

官(堀誠司君)

観点から、売却益への課税強化を求める声が強くなっていますが、何らの改正も行われていません。

NISA等の拡充は盛り込まれましたが、老後の資金が二千万円不足する問題や世代間格差の問題などは解決されていません。所得税については、未婚の一人親世帯も寡婦控除の対象となり一步前進しましたが、子供の人数との差異に対する必要な対応や多様な家族のあり方を支える観点からは、原案は不適当と言わざるを得ません。

最後になりますかことしこそ、日本人の格好は正や新時代の要請に応えるべく、税制による所得再配分機能や機動的な变革機能を強化して抜本的な見直しを行うべきであつたのに、いまだにその議論を避け、その場しのぎの対応をとってきたのが今回の小粒の税制改正だったと言わざるを得ないということを申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。

○田中委員長 次に、清水忠史君。
○清水委員 私は、日本共産党を代表して、所得税法等の一部を改定する法律案に反対の討論を行います。

財務省自身が作成した資料により、資本金が多い企業ほど租税特別措置や配当益金不算入などの優遇税制の適用割合が大きくなることが判明しました。二三・二%の法人税率に対して、資本金百億円を超える大企業の実質負担割合は一三%にすぎないのであります。営業利益が伸びても税負担はふえない。余りにも不公平です。

本改定案はこうした大企業に対し更に優遇措置を講ずるものであり、反対します。

ベンチャー企業への投資を促進するオープンノベーション減税が創設されました。しかし、企業は、利益になると判断すれば、減税制度がないともみずから投資をするのです。十分な投資余力がある大企業にこれ以上の政策減税を行う必要はありません。

5G導入促進税制は大手通信キャリアへの大きな減税策となりますが、各社とも既にほぼ寡占状態の携帯事業で巨額の利益を上げており、早期整備を促すためとはいっても、財政投融資を使った低利貸付けに加え、更に減税まですることには反対です。

○青山(雅委員) 日本維新の会・無所属の会の青山雅幸です。
会派を代表して、所得税法等の一部を改正する法律案の主要と思われる点について討論をいたします。

未婚の一人親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しについては、性別にかかわらず子育てを応援していくものであり、時代の要請

に応じていく改正として評価できるものでござります。

貧困や虐待を防止することになるという指摘もなされているところであり、そういったそもそも論的な考えについて、次のステップの政治課題として与野党とともに意識を取り組んでいただくことも必要であることを強く申し添えさせていただきます。

次に、NISA制度の其間延長を本とする改正についてであります。

も、実は極めて深い意義があるものと考えられるところです。

資産は余り成長していません。アメリカはこの十
年間で二・七倍、イギリスは二・三倍にふえていて
るのに對して、日本は一・四倍と、依然として各半

るのに対して、日本は一、二四倍で、依然として大きいが、これが生じています。その理由の大きなものが、運用リターンの低さです。アメリカのそれは実に二倍

であるところ、日本は一・二倍にとどまっており、ます。

利政策下において、預金利がほぼゼロとなつてゐる昨今においても、金融資産の運用先が現預金で半分以上当てられてゐる現状があります。日銀

や政府の金融政策に関する努力にもかかわらず、GDPの伸び率が芳しくなく、実質賃金も伸び悩んでいる現状、並びに、二〇五〇年に向けて、六

十五歳以上人口が今の三割から四割に増大し、十五歳から六十四歳の人口が逆に六割から五割に減

少する未曾有の高齢化社会を迎えるとしている。今、さきに示された年金に関する将来見通しのうち、予想される有力なシナリオは、現役世代の収入の四割程度の年金收入しか得られないという嚴

さきの国会で話題になつた年金二千万円問題は、行政庁が国民に率直な現実を提示したものでありましたけれども、残念ながらこの問題は政争の具となり、政治的課題として正面から取り上げ

られませんでした。

今回のNISA改正における期間延長は、将来への現実解の一つであります。もちろん、投資にはリスクもつきものですが、長期、分散投資は危険を分散し得るものであり、つみたてNISAは買い付け手数料がゼロの積立てに適した投資信託も用意されており、間接的ながらも国民の未来への選択肢を広げるものと言えます。

法人課税に関する租税特別措置に関しては、将来への成長に直結し得るものに絞つて行うべきであり、特此消費増税という国民の皆様に負担をお

願いしたばかりの現在において、不公平感を払拭するためにも、必要かつ最小限のものにすべきで

あり、そういう點からいへば、今回の改正はぎりぎり合格点といつものであるでしよう。

法律案について賛成の討論とさせていただきま
す。(拍手)
（日口吉郎議長）

○田中義長
た。これにて言語は終局いたしました。

○田中委員長 これより採決に入ります。
所得税法等の一部を改正する法律案について採
決いたします。

○田中委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕